

ASAHI NEWS

令和3年9月10日
第138号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 9月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

9月30日：3月決算法人の中間決算日

経営・経済

9月13日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月16日：貿易統計発表(財務省)

9月21日：日銀金融政策決定会合(日銀、22日まで)

9月21日：第2四半期の米経常収支発表(米・商務省)

9月22日：黒田東彦日銀総裁会見(日銀)

9月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月30日：第2四半期の米GDP確定値(米・商務省)

9月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



インターネットバンキングからの納付手続

コロナウィルスの感染防止のため、銀行窓口の受付が予約制になり、納付書での納税がスムーズに行かなかった、また、最寄りの銀行が支店の統廃合により遠くなり、納税が不便になったと、お聞きすることが最近多くあります。そこで、今回は、インターネットバンキングによる納付の方法をご案内させていただきます。

インターネットバンキングによる電子納税（国税：税務署）

インターネットバンキングによる電子納税の方法には、登録方式と入力方式があります。手続きの簡便さ、対象税目にちがいがありますので、ご注意ください。



① 登録方式

e-Taxソフト等を利用して、税目、課税期間、申告区分、納付金額等の納付情報データを作成し、e-Taxに送信して事前に登録します。登録した納付内容に対応する「納付区分番号」等を取得して、インターネットバンキングやATM等から納付する方法です。



② 入力方式

e-Taxソフト等の利用による事前の納付内容の登録は必要なく、インターネットバンキングやATMから直接納付する方法です。

	① 登録方式	② 入力方式
利用可能な税金	すべての税金 	法人税・申告所得税・地方法人税・消費税及地方消費税・申告所得税及復興特別所得税・復興特別法人税のみ
納付可能な税務署	開始届出書を提出した税務署以外の税務署へも納付可能	開始届出書を提出した税務署のみ（管轄税務署のみ）
納付方法	インターネットバンキング/モバイルバンキング/ATM	
パソコン	必要(e-Taxに納付情報を登録)	不要(納付目的コードを使用)

利用手順など、以下のホームページを参照してください。

国税庁HP https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu_denshi.htm

(出典) 日本税理士連合会 HP「6章 電子申告Q&A-納税の手続6-1-2インターネットバンキング等による電子納税」

インターネットバンキングによる電子納税（地方税：都道府県／市町村）

地方税共通納税システムのリリースにより、eLTAX(エルタックス)からすべての自治体に電子納税手続きができるようになりました。

利用可能な税金

- 法人住民税／法人事業税／事業所税
- 個人住民税(特別徴収分・退職所得分)



インターネットバンキングを利用した納付には、下記の2つの方法があります。

① PCdesk(※)の「インターネットバンキングで支払う」ボタンから納税する方法

※PCdeskとは、無料でご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェアです。

PCdeskの「納付方法選択」画面から、「インターネットバンキングで支払う」を選択すると、ブラウザが起動して支払金融機関を選択するページが表示されますので、支払金融機関を選択してください。以降は画面の案内に従って操作します。詳しくは、以下のホームページを参照してください。

② 金融機関が提供しているインターネットバンキング用のホームページを表示して納税する方法

ブラウザから金融機関のホームページへアクセスし、インターネットバンキング用のホームページへログインして「料金払込」などのメニューから納税する方法です。操作方法の詳細については、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

地方税 <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/pay-easy/>

(出典) eLTAX(地方税ポータルシステム) HP「共通納税 ペイジー(Pay-easy)を介した納税の手順 インターネットバンキングで納税する」

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」登録受付開始

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

消費税は売上に係る消費税から仕入れに係る消費税を控除して納付する消費税額を計算します(仕入税額控除)。インボイス制度開始後は、税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者(登録事業者)」が交付する「適格請求書(いわゆるインボイス)」が、買手の消費税の仕入税額控除の計算に必要となります。

制度開始はまだ先ですが、この登録事業者の登録が**令和3年10月1日より**開始します。

インボイス制度とは

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(消費税の課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。
- 課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除(仕入税額控除)して納付する消費税を計算します。買手はこの仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

消費税額

=

課税売上に係る
消費税額
(売上税額)

-

課税仕入れ等に係る
消費税額
(仕入税額)

仕入税額控除に**インボイス**が必要。
インボイスがないと仕入税額控除ができず、
買手の納付する消費税額が高くなります。



インボイスの記載事項

- 現行の区分記載請求書に、「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加する必要があります。
- インボイスを発行できるのは、登録した事業者に限られます。



請求書		△△商事株式会社
(株)〇〇御中	登録番号 T 012345...	
11月分 請求金額 131,200円	××年11月30日	
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	40,000円	消費税 4,000円
		* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み)及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(出典)国税庁「令和3年10月1日登録申請書受付開始！」リーフレット

登録申請手続

- 登録申請は、令和3年10月1日から可能です。インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日まで**(ただし、困難な事情がある場合には、**令和5年9月30日まで**)に登録申請をする必要があります。
- 登録申請手続きはe-Taxでも申請が可能です。



令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書
受付開始

登録申請書の提出を受けた後、審査に一定の時間を要しますので、早めの提出をお願い致します。

登録申請書の提出期限
(令和5年10月1日から
登録を受ける場合)

適格請求書等
保存方式の導入

(出典)国税庁「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます(リーフレット)(平成30年4月)(令和2年6月改訂)」